

ひょうご震災記念 21世紀研究機構

平成 26 年度 外部評価報告書

平成 27 年 12 月

ひょうご震災記念 21世紀研究機構外部評価委員会

## 目 次

1 序文	1
2 研究調査に関する評価結果	2
3 その他	6
[ 参考資料 ]	
評価の方法	7
外部評価の実施経過	7
外部評価委員会 委員名簿	8
業績評価実施要綱	9
外部評価委員会設置要綱	11

## 1 序文

外部評価委員会が実施する業績評価については、平成25年度の同委員会において、研究調査についての外部評価は毎年度必要であるが、その他の個別事業に関しては、その内容が大きく変更されるものではない限り、必ずしも毎年評価を行う必要はないとの意見を踏まえ、業績評価実施要綱第5条で「調査研究を除くその他の事業については、状況により複数年度の実績をまとめて実施することができる。」と規定され、昨年度の外部評価は調査研究についてのみ評価を行ったところです。

本年度は、研究調査以外の個別事業も評価対象とすべきか否か検討しましたが、機構においては、阪神・淡路大震災から20年が経過し、当機構が来年4月に機構設立10年を迎えることから、機構のこれまでの成果・検証と人口減少・高齢化社会の進展や災害多発時代を見据えた今後のあり方について「機構のあり方検討委員会」を設置し検討を行うこと、また、同委員会に3名の外部評価委員が委員に加わることから、調査研究を除くその他の事業については、来年度以降に実施することとし、今年度も平成26年度に行った3つの研究調査について評価を行うこととしました。

委員会においては、各委員がその専門性や社会的識見をもとに、各研究調査報告書を評価し、委員会でも活発な議論を展開することができました。また、「機構のあり方検討委員会」の報告書案の説明も事務局からあり、設立以来の機構のとりくみ、組織の変遷、業績等に関して認識を共有したところです。

委員会での議論や評価を踏まえ、今後の研究指導をはじめ、効果的な情報発信、政策提言等に生かしていくことを期待します。

## 2 研究調査に関する評価結果

いずれの研究調査も災害多発時代を迎えるわが国が当面する喫緊の課題を扱った、きわめて重要なテーマと認識している。

①の研究は、東日本大震災の生活復興プロジェクトの成果を引継ぎ、そのフォローアップを行いながら、大災害時における生活復興に関する教訓の一般化を図った重要なものである。

②の研究は、首都直下の大災害であったリスボン地震を今日的視点で再考し、首都直下地震及び南海トラフ巨大地震を国難にしないため、事前の備えの重要性と復興の推進力となる諸要素を取り扱った意欲的な研究テーマであり、内容の水準も極めて高いと認められる。

③の研究は、災害前後の土地利用規制の課題を取り扱ったもので、「災害危険区域」指定の問題点を兵庫県と東日本被災自治体をフィールドに、アンケート調査やヒアリング調査を丹念に行なうことを通じて説得力のある研究となっている。

それぞれの研究調査の評価結果は以下のとおりである。ただし、②のS評価は、「学術的な再確認も行うべき」という条件付きのものであることを付記しておく。

また、各評価の中で各委員の厳しい評価の部分があることを申し述べておき、その詳細は次ページ以降に記載する。

真摯に受け止め今後の改善を図られたい。

〈評価結果一覧〉

番号	研究調査実施体制	研究テーマ	総合評価	(参考) 自己点検評価
	研究員氏名			
①	研究会方式	災害時の生活復興に関する研究 ～生活復興のための12講～	A	A
	荒木 裕子			
②	研究会方式	リスボン地震とその文明史的意義の考察	S	S
	計盛 哲夫			
③	個人研究	自然災害後の土地利用制限における現状と課題 ～安全と地域持続性からの考察～	A	A
	荒木 裕子			

判定基準 S:大変評価できる A:評価できる B:あまり評価できない F:評価できない

番号	研究テーマ	主な評価内容	総合評価	A
① 12 講	荒木裕子 災害時の生活復興に関する研究 「生活復興のための15章」 講	<p>＜評価する点＞</p> <p>(生活復興に関する総合的なアプローチ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本の研究は、特に防災面の研究が多いが、数字にならないこういった生活面、あるいは連携の研究、メンタル面まで含めた復興の重要性という研究は今まで他になかったと思う。全体の論旨はわかりやすく、テーマの重要性、研究体制、方法などについても日本を代表する第一線の識者の知見を集結させたものと高く評価できる。</li> </ul> <p>(現地調査の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災の復興に当たって、復興税まで導入して公共事業は国が全面的に支援するという形になった。それもあって、インフラ復興などが早急に着手され、被災者の生活復興への配慮は、住居の決定やその他のことも遅れがちになったこともあって、十二分に対応出来ない形で進んでいる。現地に行って調査や議論をしたことは、被災の方にとってもプラス効果であったと思う。</li> </ul> <p>(先行研究を基にした示唆に富む分析)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生活復興のための15章」を基礎とする研究作業であり、東日本被災地のみでなく、今後起ころる危険性のある大規模災害からの生活復興について多くの示唆を与える分析となっている。この分析は、わが研究機構でないと完成できないきわめて有意義な生活復興での総括になっているといってよい。</li> </ul> <p>(将来予測される大災害への活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「みなし仮設住宅」を導入したことは大きな失敗であったこと、住宅再建支援の理念と安定的な支援制度の確立が急務であることなどを指摘したことは、南海トラフ巨大地震など将来の大災害に備える際の参考になっている。</li> </ul> <p>＜改善すべき点＞</p> <p>(先行研究を踏まえた論述の不足)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・欲をいえば、2013年度に行われた「生活復興のための15章」についても、もう少し具体的に紹介して、復興の進展に伴って課題がどのように変貌したかについても触れてほしかった。</li> </ul> <p>(具体策のさらなる提示)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提言内容については、被災後に行うべきことがやや粗く感じられる。被災後の対応について、生活復興のための具体策が提示してあれば、読み手はありがたいと思うのではないか。</li> </ul> <p>(読み手への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書のレベルは非常に高いが、この分量だとある程度知識をもった人間でもなかなか読むのがしんどい作業となる。学会を相手にするわけではないので、この研究成果に限らないが、薄めのサマリーを作るとか、非常に易しく解説する冊子を作るなど、一般の人にわかり易い仕掛けを何らかの形で講じるべきではないか。言葉の解説についても、もう少し丁寧な説明が欲しい。</li> </ul> <p>(被害想定を基にした生活復興の視点を)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予測されているような、広汎に展開する大規模災害となると、生活復興の在り方は、より全国的規模、国際的協力さえ必要とするようになることも考えられる。交通途絶や諸産業のより広汎な被災の中での広域生活復興体制や被害額の測定などについては、一層の研究や分析を必要とするであろう。</li> </ul>		

番号	研究テーマ	主な評価内容	総合評価	S
②	計盛哲夫 リスボン地震とその文明史的意義の考察	<p>＜評価する点＞</p> <p>(課題認識とテーマ設定がユニーク)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・阪神・淡路大震災を20世紀までの私たちの経済社会運営の基本的欠陥の帰結と考えた故貝原俊民氏が、ひとり従来のリスボンの在り方への反省だけでなく、当時の知能を結集した在來の「知の変容」を迫ったリスボン地震の検証を図ろうとしたことは極めて重要な意味をもっている。</li> </ul> <p>(研究領域の幅を広げた分析)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先行研究が少なく、ポルトガル語やスペイン語の文献等の制約があるなか、国内や英文文献・論文を精査している。大変な努力があったと想像する。それぞれの専攻領域に応じて研究テーマを分担しつつも、研究成果を効果的に共有し、全員の討議によって研究領域の幅を広げて内容を深めた点で評価できる。</li> </ul> <p>(大災害と国運との関連性の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスボン地震がもたらした被害とその後の復興対応について詳細に分析していることは当然とし、①リスボン地震がポルトガルとヨーロッパ社会にもたらした宗教的、思想的、経済的影响等の再考、②リスボン地震が隆盛を極めた海洋帝国ポルトガルの国運の盛衰にもたらした影響に関する考察から導き出された分析結果は高く評価できる。</li> </ul> <p>(分かりやすい文章表現)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文章がこなれており、読みやすいことは、類似の研究報告書にはない特質と言える。報告書は読まれなければ意味がなく、文章表現においても本報告は優れており、高く評価されるべきである。</li> </ul> <p>(リスボン市での高い評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この研究をリスボン市が非常に高く評価をしており、英訳をしないか提案があった。切り口に対して新鮮な反応があったようで、リスボン市から非常に高い評価を受けている。</li> </ul> <p>＜改善すべき点＞</p> <p>(研究目標に対する記述不足)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究目標の「首都直下と南海トラフ巨大地震に備える防災のシナリオづくりに貢献する」という点で、災害発生前の備えについての記述が少なく残念である。</li> </ul> <p>(科学史から見た「近代地震学の祖」の位置づけ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震学を少しかじった人間として、科学史の観点からは評価ができない点もある。カントを地震学の祖と位置づけているが、科学者あるいは地震学的にも近代地震学の誕生というのは、地震計の開発、あるいは発明をもって近代地震学が始まったというのが定説になっている。もし商業出版をするという場合には、これまでの研究がたくさんあるので、そういうものを参考にして、是非書き改めていただきたい。</li> </ul>		

番号	研究テーマ	主な評価内容	総合評価	A
(3)	荒木裕子 自然災害後の土地利用制限における現状と課題 ⑤ 安全と地域持続性からの考察	<p><b>&lt;評価する点&gt;</b></p> <p>(今日的な課題認識とテーマ設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災を契機に津波への対応は全国的な課題となり、本研究はそれに備えるために不可欠な諸条件の整備を示唆する内容になっている。その意味では、現在進行中の東日本大震災の被災地区での災害危険区域の指定条例の運営に寄与するだけでなく、南海トラフ地震による津波襲来を予想している日本各地の条例運営にも問題提起をする卓越した内容になっている。</li> </ul> <p>(指摘の斬新性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災集団移転促進事業を認めてもらうために、災害危険区域の指定を受けるというインセンティブが働き、その結果、危険区域指定が過大になされてしまう点については、興味深い指摘だと思われる。</li> </ul> <p>(アンケート調査の高回答率)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公開されている統計資料に加え、アンケート調査では 92%という高い回答率を得ており、現地でのヒアリングも広範囲で実施されている点において、今後の研究にもさらなる活用が期待できる。ゆえに提言については、各課題に対応した具体的なものとなっており、実行可能性及び有効性の高いものとなっている点で評価に値する。</li> </ul> <p>(研究者の専門知識の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前の対応と被災後の留意点に分けた提言は、この分野で研究を進めた者にしか打ち出せないものであろう。</li> </ul> <p><b>&lt;改善すべき点&gt;</b></p> <p>(施策反映への工夫)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この分析ないし提言を問題として取り扱っていこうとする担当者が、各地域の条例の中に生かすことをより容易にする工夫として、消化しやすい形の問題提起にもう一度整理し直すなど、工夫が必要かもしれない。</li> </ul> <p>(地域住民の声の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敢えて欲を言えば、災害危険区域の指定は、そこに住む人々の問題であり、地域住民の声をもう少し拾うことができていればと感じる。</li> </ul> <p>(指定後の土地活用への言及)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・掲げられた 5 つの提言も具体的かつ説得力があるが、危険地域に指定された住民は指定をどのように受け止めているのか、災害危険地域に指定された土地をどのように利用・管理するかという問題にも踏み込んで欲しかった。</li> </ul> <p>(読み手への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本報告はもっと広い層に読まれるべきであろう。せっかく重要な指摘が多いのに、やや分かりにくい記述が散見され、研究成果が十分に伝わったか懸念が残る。あくまでアカデミックな水準を維持しつつ、一般の人々に読んでもらえるような記述が求められる。</li> </ul> <p><b>&lt;その他&gt;</b></p> <p>(備え・意識の継承策も)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近い将来、必ず起こるという問題に対してどう対処していくのか。それが先に延びれば延びるほど、リスクに対する備えや意識が希薄になってしまうのではないか。これをどう継承していくのかが問題になってくるであろう。</li> </ul>		

### 3 その他

事務局から「機構のあり方検討委員会」の報告内容について説明がなされた。

委員からは、外部評価委員会は毎年度、機構の研究や事業について検証を重ねる一方、機構ではその提言を受けて事業、組織の見直しを行ってきており、改めてあり方検討を行う必要があったのかとの発言があったが、事務局より行革でこれまでの成果の検証と今後の10年を見据えての展開の方向性について、県や外部の有識者を加えて総合的な評価を行った旨の説明がなされ、委員の理解を得たことを付記しておく。

## [ 參 考 資 料 ]

## 【参考資料】

### 評価の方法

業績評価については、機構による自己点検評価を実施し、その結果を踏まえ、外部評価委員会による評価を実施した。

評価の種類及び評価方法は、次のとおりである。

評価の対象	自己・外部の別	評価方法
研究調査(3件)	自己点検評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・研究担当者は記述により行う</li><li>・研究調査本部長は所見を付した上で、4段階評価を行う</li></ul>
	外部評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・大学等での研究者の外部評価委員は報告書の査読により、他の委員はサマリーにより所見を付した上で、4段階評価を行う</li></ul>

#### [4段階評価の評価基準]

S：大変評価できる A：評価できる B：あまり評価できない F：評価できない

### 外部評価の実施経過

(1) 外部評価委員による書面評価 平成27年8月～10月

(2) 外部評価委員会の開催 平成27年11月24日(火)

内容：委員長の選出

各委員の評価状況の報告

委員会評価の協議

その他事項

## 外部評価委員会 委員名簿

(委員：50 音順)

	氏名	所属等
委員長	新野 幸次郎	公益財団法人神戸都市問題研究所理事長
委員	渥美 公秀	大阪大学大学院人間科学研究科教授
	神田 玲子	公益財団法人総合研究開発機構理事兼研究調査部長
	木村 陽子	公益財団法人日本都市センター参与
	小池 洋次	関西学院大学総合政策学部教授
	佐竹 隆幸	兵庫県立大学大学院経営研究科教授
	瀧川 博司	神戸商工会議所名誉議員
	泊 次郎	元朝日新聞編集委員

# 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 業績評価実施要綱

## (趣旨)

**第1条** 本要綱は、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構(以下「機構」という。)が定款第3条に定める目的を効果的かつ効率的に達成し、県民等に対する社会的責任を果たすため、同第4条に掲げる調査研究その他の事業(以下「調査研究等」という。)について実施する業績評価(以下「評価」という。)に関し、必要な事項を定める。

## (評価の区分・実施主体)

**第2条** 評価は、自己点検評価及び外部評価とする。

- 2 自己点検評価は、機構各組織で実施し、評価結果を理事会に報告の上、外部評価に付すこととする。
- 3 自己点検評価のうち調査研究の評価に関しては、研究調査本部長が実施する。
- 4 外部評価は、機構と利害関係のない外部有識者等の中から選任された委員を構成員とする外部評価委員会が、自己点検評価の結果をもとに実施する。
- 5 外部評価委員会の設置及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

## (評価の対象)

**第3条** 評価は、機構が策定する中期目標及び中期計画に沿って実施される調査研究等の実績を対象に行う。

ただし、外部評価の対象とする調査研究等は、外部評価委員会委員長(以下「委員長」という。)が選定することができる。

- 2 中期計画の策定については、可能な限り、具体的な目標値の設定、実行プロセスの明確化等を図るとともに、参加者や関係者へのアンケート、ヒアリング等を行うなど評価に必要なデータ情報の収集に努めるものとする。
- 3 指定管理者として機構が管理する阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター及び兵庫県こころのケアセンター(以下「両センター」という。)が行う調査研究等の実績に関する評価は、それぞれ別に定める業績評価制度によるものとする。

ただし、機構全体の総合評価については、両センターの当該評価結果を踏まえて実施するものとする。

## (評価の実施等)

**第4条** 評価は、個別事業評価と総合評価を併せて実施する。

- 2 個別事業評価は、中期計画に掲げる全ての調査研究等の推進状況について、可能な限り客観的に把握し、評価を実施する。
- 3 総合評価は、前項の個別事業評価をもとに、社会的有用性、有効性、効率性等の観点から組織単位及び機構全体を評価し、業務のあり方、組織のあり方、改善すべき点等について明らかにする。

## (評価の実施時期)

**第5条** 評価は、前の年度に行った調査研究等の実績に対して遅滞なく実施する。

ただし、調査研究を除く事業については、委員長と協議の上、複数年度の実績をまとめて外部評価を実施することができる。

- 2 複数年度にわたる調査研究については、当該調査研究の完了後、評価を実施するものとする。

## (評価結果の取り扱い)

**第6条** 評価の結果については、以後に機構が行う調査研究等の計画、予算等に適切に反映するものとする。

- 2 機構は、中期目標及び中期計画について、必要に応じ、一層適切となるよう見直しを行うものとする。

## (評価結果の公表)

**第7条** 評価の結果については、ホームページ等によりその概要を公表する。

## (庶務)

**第8条** 評価に関する庶務は、機構管理部総務課において処理する。

## (その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、評価の実施について必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 外部評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構（以下「機構」という。）業績評価実施要綱（以下「要綱」という。）第2条第4項に基づき、機構に外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、機構の調査研究その他の事業の評価を行い、その結果を理事長に報告する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、機構と利害関係のない外部有識者等の中から、理事長が委嘱する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (部会)

第7条 委員会は、高度に専門的な観点から評価を行う必要があると認める場合は、委員会に部会を設けることができる。

2 部会の運営については、別に定める。

### (専門委員)

第8条 委員会は、調査研究の評価を行うため、調査研究テーマ別に、専門委員を選任し、査読を委嘱することができる。

2 専門委員の選任は、調査研究に関する行政関係者及び学識者の意見を聴いて行う。

3 専門委員は、1テーマにつき1人とする。

### (謝金)

第9条 委員が会議その他の委員会の職務に従事したときは、理事長が別に定めるところにより謝金を支払う。

### (旅費)

第10条 委員が委員会の職務を行うために、会議等への出席のために旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定に準ずる。

### (庶務)

第11条 委員会の庶務は、機構管理部総務課において処理する。

### (その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。